栗賀小学校跡地公園遊具等整備工事 要求水準書

令和6年4月

神河町ひと・まち・みらい課

1. 要求水準書の意義

この要求水準書は、「粟賀小学校跡地公園遊具等整備工事に係る公募型プロポーザル」の参加者に求める提案の前提条件とする要求水準を示すものである。参加者は、以下に明記されている事項(以下「要求水準」という。)を満たした上で提案を行うことができる。また、請負者は、本工事の工事期間にわたって要求水準書を遵守しなければならない。

2. 工事内容

- ①遊具等の実施設計(詳細図面の作成)
- ②遊具等の設置工事(基礎含む)

※総工事価格の範囲内で追加して実施可能な提案があれば積極的な追加提案を求める。

3. 要求水準

(1)目的物に関する事項

ア 設置箇所

兵庫県神崎郡神河町中村·粟賀町地内

粟賀小学校跡地公園施設内(別添「位置図」「遊具配置エリア図」参照)

- ・遊具配置エリア図では、大まかな設置想定箇所(赤枠)を示しており、必要に応じて赤枠外への遊具設置提案を可とする。また、実際の施工時には、植栽や築山(飛び出し防止用マウンド)、園路からの進入経路等について調整(位置・高低差)を想定しているが、可能な限り遊具配置エリア図に記載の土地条件を活かした提案とすること。なお、築山上への遊具設置も可とするが安全面を考慮した計画とすること。
- ・遊具配置エリア図に記載の「乗り物広場」1及び2は、三輪車や足こぎ四輪車(トイカー)の 持ち込みによる利用を想定しているが、「乗り物広場」2については遊具配置エリアとして提案 することを可とする。

イ 設置施設

(ア)幼児(3~6歳)を対象にした遊具 1式

(4)児童(6~12歳)を対象にした遊具 1式

(ウ)主に成人を対象にした健康器具 1式

(エ)遊具等の使用上の注意看板 1式

※作成要領第1項の様式2-6 (提案書⑥) に記載した請負希望金額の範囲内で追加して実施可能な提案があれば積極的な追加提案を求める。なお、追加提案を行う施設の設置位置は自由に提案可とする。

ウ 設計指針

- (ア) 「インクルーシブ公園」であることを基本に全体を設計すること。
- (4) 遊具やエリア全体が、公園・コミュニティ施設の機能や空間、周辺地域の景観・歴史文化に合ったものとすること。
- (ウ) シンボル性・視認性(国道から)の高いデザインとすること。
- (エ) 幅広い個性や好み、背景などに関わらず、誰もが同じ空間で多種多様な遊びを楽しむことが できる遊具バリエーションとすること。
- (オ) 子どもの好奇心・五感を刺激し、発達年齢に合わせ冒険心やチャレンジしたくなるような要素を盛り込み、遊びを通して心身の発育発達や自主性、創造性、社会性などを身につけていけるものとすること。
- (カ) 世代間・各エリアが互いに気配を感じることができる遊具配置や配慮をすること。(保見通し・見守りの確保)
- (キ)「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第 2 版)平成 26 年 6 月国土交通 省」、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(別編:子どもが利用する可能性のあ る健康器具系施設)平成 26 年 6 月国土交通省」に準拠すること。
- (ク) 子どもの予期しない遊び・ケガに対する安全措置を図ること。
- (ケ) 必要に応じて遊具の周囲・進入経路には、利便性向上のためのゴムチップ舗装や、セーフティマット、柵等安全施設を設置すること。
- (コ) 材質は、腐食しにくく、耐久性に優れた材料を使用すること。
- (サ) 定期的な点検・補修や部材交換のサポート体制がとれる内容の遊具等を設置すること。

- (シ) わかりやすい位置に対象年齢・使用上の注意を示すこと。
- (ス) 各施設に関する要件は下記のとおりとする。

幼児(3~6歳)を対象にした遊具	 ・対象年齢は3~6歳とし、複合遊具・単体遊具で構成し提案すること。なお、下記については必須とする。 ・遊び要素のうち、滑降系は必須とする。 ・メインとなる幼児用複合遊具を必須とする。 ・ブランコ(2連以上)を必須とする。 ・回転遊具を必須とする。
児童(6~12歳)を対 象にした遊具	・対象年齢は6~12歳とし、複合遊具・単体遊具で構成し提案すること。なお、下記については必須とする。 ・遊び要素のうち、滑降系、登はん運動系は必須とする。 ・メインとなる児童用複合遊具を必須とする。 ・ブランコ(2連以上)を必須とする。
主に成人を対象にした 健康器具	・主な対象は成人とし、全身を運動できる要素を盛り込むこと。・器具の利用方法が分かりやすく示されていること。
遊具等の使用上の注意 等看板	・各遊具に対する使用上の注意事項や利用方法等が記載された看 板を設置すること。

(2)提案上限額

40,000千円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)

4. 技術提案を求める範囲

- (1)テーマ・コンセプト・デザイン
- (2)バリエーション・配置
- (3)安全管理
- (4)維持管理

- (5)積極性
- (6)事業費

5. 施工条件

(1)履行期限

令和7年3月21日限りとする。

- (2) 資材等の搬入・搬出は、敷地西側、国道 312 号線に接続する町道吹屋垣内線を通行すること。敷地内の構造物等に損傷を与えないよう養生を行うこと。
- (3)施工可能時間帯

8時~18時(発注者が認める場合はこの限りでない。)

- (4)受注者は、契約後4週間以内に設置遊具等の詳細図面の作成を完了させること。
- (5)詳細図面等について監督員の承認を受けた後に材料の手配を行うこと。また、材料の検測を行う場合は、事前に監督員へ連絡してから確認のもと検測の写真を撮影すること。
- (6)建築確認申請(工作物)等の申請が必要となる場合は発注者と調整のうえ、申請手続きを行うこと。
- (7)工事写真作成の際は、工事内容をよく把握し、工程毎に各段階(着手前、完成、施工状況、出来高管理、その他)を整理し、工事過程が容易に把握できるようにすること。
- (8)遊具等の製作工場内の品質確認検査(部材塗装前の溶接状況、塗装厚確認等)・竣工時の社内検査 (出来高確認)の状況写真を提出すること。
- (9)工事着手後は、必要に応じて進入防止柵・単管バリケード等を設置すること。工事中は、公園敷地 内外の第三者に対する安全を第一とし、必要に応じて交通誘導員を配置する等の安全対策を行うこ と。
- (10)神河町粟賀小学校跡地公園・図書コミュニティ施設整備工事(工期:令和5年9月11日~令和7年3月21日、請負事業者:大鉄工業株式会社 神戸支店)が施工中のため、設計段階から業者間で十分に調整を行い協力して施工すること。